

資料編



1 計画策定の経過

	月日	事項	内容
令和4年	6月24日	諮問	草加市地域福祉計画の基本的事項等について（諮問）
	7月11日	令和4年度第1回 草加市社会福祉審議会	草加市地域福祉計画の基本的事項等について
	8月10日	令和4年度第2回 草加市社会福祉審議会	草加市地域福祉計画の基本的事項等について
	9月27日	令和4年度第3回 草加市社会福祉審議会	諮問事項に対する答申について
	12月12日～ 12月26日	調査	草加市地域福祉計画 アンケート調査
令和5年	1月16日	答申	草加市地域福祉計画の基本的事項等について（答申）
	5月17日	令和5年度第1回 草加市地域福祉連絡協議会	令和4年度（2022年度）草加市地域福祉推進実施計画の評価について 令和5年度（2023年度）草加市地域福祉推進実施計画について
	7月7日	令和5年度第1回 草加市社会福祉審議会	地域福祉計画策定における前年度の振り返り及び今年度の進め方について アンケート調査の報告、調査から見えた課題について
	7月21日	令和5年度第1回 草加市地域福祉計画庁内検討会	草加市地域福祉計画の骨子・構成について
	8月7日	令和5年度第2回 草加市地域福祉連絡協議会	草加市地域福祉計画の骨子・構成について
	9月22日	令和5年度第2回 草加市地域福祉計画庁内検討会	草加市地域福祉計画の素案について
	9月29日	令和5年度第3回 草加市地域福祉連絡協議会	草加市地域福祉計画の素案について
	10月19日	令和5年度第3回 草加市地域福祉計画庁内検討会	草加市地域福祉計画の素案について
令和6年	1月4日 ～2月2日	パブリックコメント	草加市地域福祉計画の素案に対する意見募集
	2月9日	令和5年度第4回 草加市地域福祉計画庁内検討会	草加市地域福祉計画の素案に対する意見募集結果について 草加市地域福祉計画の素案について
	2月19日	令和5年度第5回 草加市地域福祉連絡協議会	草加市地域福祉計画の素案に対する意見募集結果について 草加市地域福祉計画の素案について 草加市地域福祉計画の素案の承認

2 草加市社会福祉審議会条例

平成3年3月26日 条例第2号

最終改正：平成11年12月22日 条例第27号

(設置)

第1条 地域に即した総合的な社会福祉施策の推進を図るため、草加市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、社会福祉に関する基本的事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 地域市民団体等の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第27号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

3 草加市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏 名	選出団体等
社会福祉関係者	小林 紀之	社会福祉法人 草加市社会福祉事業団
	水間 久頼 (~令和4年12月31日)	谷塚西部地域包括支援センター
	高橋 勇介 (令和5年2月28日~)	谷塚西部地域包括支援センター
	安原 陽平	獨協大学地域と子ども リーガルサービスセンター
	帛溪 文有	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会
	清田 幸子	草加市民生委員・児童委員協議会
	○齋藤 幸子	ボランティア草加連絡協議会
知識経験者	松本 眞彦	一般社団法人 草加八潮医師会
	岡村 圭子	学校法人 獨協学園獨協大学
	◎川越 雅弘	公立大学法人 埼玉県立大学
地域市民団体等の代表者	若山 新二郎	越谷人権擁護委員協議会草加部会
	榎本 武彦	草加市町会連合会
	大久保 啓介	草加商工会議所
	小暮 徹	草加市すこやかクラブ連合会
	安藤 一浩	公募
	岡田 美智子	公募

◎は会長、○は会長代理

任期：令和4年（2022年）6月10日~令和6年（2024年）6月9日

4 草加市地域福祉連絡協議会設置要綱

平成17年12月25日 告示第350号

最終改正：平成30年4月12日 告示第322号の2

(設置)

第1条 本市の地域福祉を市民や関係機関と共に推進していくため、草加市地域福祉連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項の規定に基づく草加市地域福祉計画(次号において「計画」という。)の素案の策定に関する事。
- (2) 計画に係る取組の進捗管理、評価、見直しその他計画の推進に関する事。
- (3) 社会福祉法第55条の2第6項の規定に基づき、社会福祉法人に対し意見を述べる事。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 知識経験者
- (3) 地域市民団体等の代表者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、所掌事項に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年告示第1134号)

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

附 則（平成29年告示第240号）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

- 附 則（平成30年告示第322-2号）
（施行期日）
- 1 この要綱は、平成30年5月20日から施行する。
（準備行為）
 - 2 この要綱による改正後の草加市地域福祉連絡協議会設置要綱第3条の規定による協議会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

5 草加市地域福祉連絡協議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏 名	選出団体等
社会福祉関係者	加藤 聡一	草加市聴覚障害者協会
	猪俣 裕嗣	社会福祉法人 草加市社会福祉協議会
	天野 達雄 (~令和4年11月30日)	草加市民生委員・児童委員協議会
	渡辺 清貴 (令和5年3月2日~)	草加市民生委員・児童委員協議会
	◎齋藤 幸子	ボランティア草加連絡協議会
	諸貴 啓之	草加市介護支援専門員連絡協議会
知識経験者	松本 眞彦	一般社団法人 草加八潮医師会
	○保科 寧子	公立大学法人 埼玉県立大学
地域市民団体等 の代表者	谷田貝 忠夫	草加市町会連合会
	大久保 啓介	草加商工会議所
	浅田 孝子	草加市子ども会育成者連絡協議会
	村松 治子	介護者の集い「オアシス」
公募による市民	吉岡 美奈古	市民公募

◎は会長、○は副会長

任期：令和4年（2022年）5月20日~令和6年（2024年）5月19日

6 草加市地域福祉計画庁内検討会設置要綱

令和5年6月26日

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく草加市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を検討するため、草加市地域福祉計画庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定、進捗管理及び見直しに関する調査及び研究を行い、草加市地域福祉連絡協議会の協議資料を作成すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要なこと。

(組織)

第3条 検討会は、健康福祉部副部長（当該事務を所掌する副部長に限る。次項において同じ。）、危機管理課長、総合政策課長、人権共生課長、みんなでまちづくり課長、産業振興課長、福祉政策課長、生活支援課長、長寿支援課長、障がい福祉課長、介護保険課長、健康づくり課長、子育て支援課長、子育て支援センター所長、交通対策課長、くらし安全課長、都市計画課長、総務企画課長及び生涯学習課長をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、健康福祉部副部長をもって充てる。
- 3 副会長は、福祉政策課長をもって充てる。
- 4 会長は検討会を代表し、会務を掌握する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会長は、会員が検討会を欠席する場合には、当該会員の代理者の出席を求めることができる。

(関係者の出席)

第6条 検討会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

7 地域福祉計画に盛り込むべき事項との照合

事項	地域福祉計画	
	ページ	項目等
①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項		
ア	様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	72 施策3-1
		73 施策3-2
		77 施策4-2
イ	高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	52 基本方針
ウ	制度の狭間の課題への対応の在り方	106 施策8-1
		119 施策8-3
		122 施策8-5
エ	生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	106 施策8-1
		118 施策8-2
		122 施策8-5
オ	共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	72 施策3-1
		73 施策3-2
		76 施策4-1
		77 施策4-2
		106 施策8-1
カ	居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	81-82 施策5-2
		91 施策6-3
		106 施策8-1
		118 施策8-2
キ	就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	91 施策6-3
		106 施策8-1
		118 施策8-2
		122 施策8-5
ク	自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	66-67 施策2-1
		77 施策4-2
		120-121 施策8-4
		122 施策8-5
ケ	市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	68 施策2-2
		98 施策7-1
コ	高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	77 施策4-2
		102 施策7-2
サ	保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	91 施策6-3
シ	地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	73 施策3-2
		76 施策4-1
		77 施策4-2
ス	地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	54-55 地域福祉の活動基盤
セ	地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	72 施策3-1
		73 施策3-2
ソ	地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	106 施策8-1
タ	全庁的な体制整備	106 施策8-1

7 地域福祉計画に盛り込むべき事項との照合

事項		地域福祉計画	
		ページ	項目等
②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項			
ア	福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	77	施策4-2
		83-84	施策5-3
		106	施策8-1
		118	施策8-2
		120-121	施策8-4
		122	施策8-5
イ	支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	68	施策2-2
		106	施策8-1
		119	施策8-3
ウ	サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	83-84	施策5-3
エ	利用者の権利擁護	98	施策7-1
		102	施策7-2
オ	避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	88-89	施策6-1
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項			
○	複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	72	施策3-1
		73	施策3-2
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項			
ア	地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援	66-67	施策2-1
		83-84	施策5-3
イ	住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	62	施策1-1
		63	施策1-2
		66-67	施策2-1
ウ	地域福祉を推進する人材の養成	66-67	施策2-1
		68	施策2-2
⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項			
ア	「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）	63	施策1-2
		66-67	施策2-1
		73	施策3-2
		76	施策4-1
		119	施策8-3
イ	「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）	120-121	施策8-4
ウ	多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）	106	施策8-1

8 用語の解説

《 》内のページ番号は、その用語を用いているページ番号を指します。なお、複数のページで用いている場合は、最初のページ番号を記しています。

あ行

アウトリーチ

《108ページ》

「手を伸ばす、手を差し伸べる」という意味で、潜在的なニーズや問題等を早期に発見し、必要なサービスや支援につなげるため、支援が必要な人に対して支援者の方から積極的に訪問して支援を提供すること。

SNS

《37ページ》

Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略称で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

思いやり駐車場制度

《80ページ》

パーキング・パーミット制度とも言い、障がいのある人や難病のある人、高齢者、妊産婦等の歩行が困難な人に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置している駐車区画（「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」）の適正利用を推進する制度のこと。埼玉県では令和5年（2023年）11月1日より実施。

オレンジカフェ

《76ページ》

認知症に関心のある人誰もが集うことができ、お茶などを飲みながら気軽に話ができる場のこと。認知症の人を支える家族の介護負担の軽減を図り、地域への認知症に対する正しい理解と適切な対応を周知することで、認知症の人を支えるつながりを作ることを目的としている。

か行

基幹相談支援センター

《110ページ》

障がい者の総合相談窓口として、障がいのある人やその家族などから日常生活における様々な相談への対応に加え、成年後見制度の利用支援や障がい者虐待の早期発見・防止等に必要な支援を行っている。

ゲートキーパー

《66ページ》

「命の門番」と位置付けられ、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

権利擁護支援

《48ページ》

認知症や障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

後見人・保佐人・補助人

《28ページ》

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があり、法定後見制度では家庭

裁判所が個々の事案に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」を選任する。判断能力が全くない人は「後見人」、判断能力が著しく不十分な人は「保佐人」、判断能力が不十分な人は「補助人」が選任される。

更生保護女性会

《94ページ》

更生保護への理解と協力を得るための運動を展開しつつ、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創り上げるために活動をしている組織。

こども食堂

《39ページ》

子どもが1人でも行ける無料又は低額の食堂で、子どもへの食事提供から孤食の解消や食育、さらには地域交流の場などの役割を果たしている。

コミュニティソーシャルワーカー

《26ページ》

地域で解決する仕組みづくりとして、地域での生活のしづらさや困りごとに伴走的な支援を行う専門職。

コミュニティブロック

《40ページ》

市内の町会・自治会を地域ごとに10のブロックに分けたもの。草加市総合振興計画のコミュニティにおける基礎単位となっており、地域福祉の基盤として、取組を展開している。

さ行

自主防災組織

《86ページ》

町会・自治会等を単位として、市民が自主的にその地域の防災対策の確立のため結成した組織。

市民後見人

《39ページ》

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。本市では、市民後見人養成講座を実施し、受講修了者は、草加市社会福祉協議会に設置されているそうか成年後見センターに市民後見人候補者として登録している。

社会資源

《39ページ》

ニーズを充足したり、問題を解決したりするために利用できる「人、物、場所、財源、情報、制度」等、全てのことを指す。

社会的孤立

《5ページ》

客観的に見て、家族や地域社会との交流が著しく乏しい状態のこと。

社会福祉協議会

《9ページ》

社会福祉法において地域福祉を推進することを目的とする団体。地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、地域福祉活動への市民参加の促進、ボランティアなどの担い手の育成、福祉ニーズの的確な把握、関係機関との調整や協力関係を作るなどの役割のほか、地域の課題解決に向けて、市民や市民団体・地域団体、事業者などと連携し、地域のつながりを強化することが期待されている。

社会福祉法

《3ページ》

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。

社会福祉法人

《26ページ》

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、所轄庁（法人の所在地等に応じ都道府県知事又は市長等）の認可を受けて設立される法人のこと。

住宅確保要配慮者

《81ページ》

低額所得者、被災者、高年者、障がい者、子育て世帯など、住宅の確保に特に配慮を必要とする人のこと。

生活困窮者自立支援制度

《26ページ》

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度。

生活支援コーディネーター

《119ページ》

高年者のニーズや地域資源の状況把握、不足するサービス・支援の創出、ボランティア等担い手の発掘・養成、地域住民に対する活動の普及啓発などを実施し、高年者の生活支援の基盤整備を推進している。

本市では市全域をコーディネートする1層生活支援コーディネーターと、各圏域ごとに2層生活支援コーディネーターを配置。

制度の狭間

《10ページ》

既存の制度では対象とならない福祉ニーズや生活課題が生じ、支援が行き届いていない状態のこと。

成年後見制度

《27ページ》

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

そうか成年後見サポートセンター

《27ページ》

そうか成年後見サポートセンターは草加市社会福祉協議会に設置され、成年後見制度に関すること、福祉サービス利用援助事業に関すること、市民の権利擁護など関係機関との連携を図りながら様々な相談に応じている。

た行

ダブルケア

《5ページ》

広義では家族や親族等、親密な関係における複数のケア関係、そこにおける複合的課題のことを指し、狭義では、育児と介護が同時期に発生する状態のことを指す。少子化・高齢化におけるケアの複合化・多重化の問題に焦点をあてる概念のこと。

地域ケア会議

《122ページ》

介護保険法第115条の48に基づき、市町村が設置し、市町村又は地域包括支援センターが運営する「行政職員をはじめ、地域の関係者から構成される会議」のこと。地域包括ケアシステムの実現に向けて、高年者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を、地域ケア

個別会議と地域ケア推進会議等を連動させて進めるための手段。

地域貢献活動 《32ページ》

事業所や企業等が規模や地域特性等に応じ、社会的責任の一環として地域貢献を目的として自主的・主体的に取り組む活動のこと。

地域サロン 《74ページ》

歩いて行ける身近な場所で、市民の方が気軽に集える仲間づくりの場のこと。本市では「ふれあい・いきいきサロン」として開催されている。

地域包括支援センター 《36ページ》

高齢者の地域福祉総合窓口であり、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを継続できるよう、高齢者の生活を支えていく事業を実施する拠点のこと。保健師等・社会福祉士・主任介護支援専門員がチームを組み高齢者の支援・相談を行っている。また、介護保険制度で要支援認定をされた人のケアプランや介護予防プログラムの作成、高齢者虐待への対応、成年後見などの権利擁護に関する相談なども行っている。

地区社会福祉協議会 《54ページ》

法的な位置付けはないが、最も身近な社会福祉協議会として、住民が主体となり組織されている任意の団体。本市では10地区において地区社会福祉協議会が設置され、草加市社会福祉協議会は活動の支援を行なっている。

地区民生委員・児童委員協議会 《54ページ》

市町村の一定区域ごと（町村は、原則として町村全域で一つの区域）に民生委員・児童委員協議会を設置することが民生委員法に規定されており、「法定単位民生委員・児童委員協議会」と呼んでいる。本市では、10地区に分かれており、10の地区民生委員・児童委員協議会が組織されている。

中核機関 《41ページ》

そうか成年後見サポートセンター内に設置された権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関のことで、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う。専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行う。

な行.....

日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと） 《28ページ》

埼玉県社会福祉協議会が実施している事業で、判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが、安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の管理等を行う。申し込みは各市町村社会福祉協議会で受け付けている。

は行.....

8050問題 《5ページ》

ひきこもりが長期化し、親も高齢になり、収入が途絶えたり、病気や介護がのしかかったりして、一家が孤立、困窮するケースのこと。「80代の親と50代の子」を意味する「8050（は

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
資料編

ちまるごーまる)問題」と呼ばれている。

伴走的な支援

《40ページ》

深刻化する「社会的孤立」に対応するためにつながり続けることを目的とした支援のこと。

ひきこもり

《8ページ》

様々な要因の結果として社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤を含む就労、家庭外での交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。

複雑化・複合化した課題

《5ページ》

1つの世帯に複数の生活課題が生じ、複雑化していること。ひきこもりや8050問題、ケアラー・ヤングケアラーなどが挙げられる。

包括的支援体制

《40ページ》

分野別、年齢別に縦割りだった支援を当事者中心の「丸ごと」の支援とし、個人や世帯の地域生活課題を把握し、解決していくことができる体制のこと。

法人後見

《28ページ》

社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見等になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

保護司会

《94ページ》

保護司の活動区域ごとに設けられている組織。保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っている。

や行

ユニバーサルデザイン

《52ページ》

「ユニバーサル=普遍的な、全体の」という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢、性別、国籍、個人の能力差などにかかわらず、できる限り幅広い多くの人に対応しようという考え方のこと。



草加市地域福祉計画

令和6年(2024年)3月発行

【編集・発行】草加市健康福祉部福祉政策課

〒340-8550 埼玉県草加市高砂一丁目1番1号

☎048-922-1234 📠048-922-1066

✉fukushiseisaku@city.soka.saitama.jp

